

# なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8971 Fax048-844-8973

“集中講座のお知らせ”

## お金についてもっと知ろう!

昨年に引き続き集中講座を開催いたします。最近、ほとんどの人がクレジットカードを持っています。上手に使用すれば便利ですが、キャッシングなど高金利の借り入れから、多重債務のトラブルも発生しています。お金についてどんな問題が起こっているのか、もっと学んでみませんか？

### 第1回 「カード・クレジットの落とし穴」

～クレジットの仕組み、カード社会における金銭管理・借金の心得～  
最近、「気軽にお金を借りられます！」というCMを目にします。カード・クレジットの仕組みはどうなっているのでしょうか？

日時：2006年2月3日(金)10:00～12:00

会場：埼玉会館 3C会議室

講師：福田優子氏（埼玉県消費生活コンサルタントの会）

申し込み：先着100人

どなたでも  
ご参加下さい。



一回だけの  
参加でも、  
OKです！

### 第2回 「借入れの金利はなぜ高いのか??」

預金利息は超低金利なのに、借金の金利はどうして高いの？利息制限法・出資法ってどうなっているの？消費者金融・ヤミ金の実態は？

日時：2006年2月16日(木)10:00～12:00

会場：さいたま市民会館うらわ101集会室

講師：長田 淳氏（弁護士、なくす会理事）

申し込み：先着64人

### 第3回 「現在の法的な被害救済について！」

多重債務、ヤミ金被害が増えています。誰でも陥る身近な被害事例や、法的な被害救済と問題点などを学びましょう！

日時：2006年3月3日(金)10:00～12:00

会場：埼玉会館 7B会議室

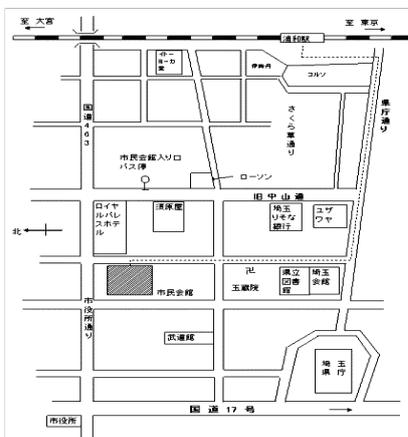
講師：埼玉弁護士会

：埼玉県消費生活コンサルタントの会

申し込み：先着100人

★ 参加費：無料

★ お問い合わせ・参加申込は下記までお願いします。



# 「消費者契約法の一部を改正する法律案の骨子」 (消費者団体訴訟制度) に関して意見を提出しました。

1月24日までに意見募集が行われ、なくす会では消費者利益全体のために、実効性ある制度となるよう下記のように意見を提出しました。

内閣府国民生活局 消費者団体訴訟制度検討室  
法律案骨子意見募集担当 御中

2006年1月20日

## 消費者契約法の一部を改正する法律案の骨子について

1. 本法律案が本年度の通常国会で、速やかに制定されることを求めます。
2. 差止請求の対象行為に、契約条項の推奨行為（事業者団体が標準約款を作成したり、事業者が他の事業者にも契約条項の使用を勧める行為）を入れて下さい。
3. 裁判管轄は不当な行為が行なわれた地を管轄する裁判所も認めて下さい。  
被害が発生している地に差止訴訟の証拠が存在すること、各地で活動している団体が被害発生地で訴訟を提起することが、実効性確保にとって不可欠であることから、不当な行為が行われた地で提訴できるようにすることも必要です。
4. 「他の適格消費者団体による確定判決がある場合、同一事件の請求は原則としてすることができない」規定について削除して下さい。  
将来的な社会環境の変化とともに判例変更になるケースも考慮し、6月検討委員会のまとめに沿って、再度とりまとめられるよう要望します。
5. 適格消費者団体の活動について、差止請求関係業務以外の活動が制約されないような規定にして下さい。  
本制度は、担い手となるべく新規に設立された消費者団体だけでなく、幅広い分野で活動している既存の消費者団体も担っていくことも期待されます。差止請求以外の活動が制約されないよう、「差止請求関係業務に支障がない限り」は削除して下さい。
6. 適格消費者団体の認定の有効期間は、5年以上にして下さい。  
差止め訴訟の遂行や再審査手続きの負担を考慮すると、3年では短すぎます。
7. 差止行為の対象行為に民法の詐欺・強迫行為、公序良俗に反する契約条項、広告における不当表示（景品表示法）、特定商取引法が規定する不当表示や不当勧誘行為についても入れるよう早急な検討をして下さい。そして、事業者の違法収益を吐き出させ、被害者に公正な配当を実現する損害賠償請求制度も検討を進めて下さい。
8. 行政から適格消費者団体に対する資金的援助、消費者保護条例上の訴訟援助、税法上の優遇措置など消費者団体に対する資金的手当を要望します。  
訴権の行使は公益的活動ですが、訴権を行使する団体にとっては全くペイしない制度ですから、是非とも資金面を中心とした支援施策が必要です。

# 消費者トラブルアンケート(学生用)調査を行いました!

—— 12月9日埼玉大学学生食堂において116枚回収 ——

若者の間に架空請求やマルチ商法の被害が広がっていると報道されています。なくす会では、いまどのくらいの方が経験しているのか調査をしています。活動委員の身の回りや事務局のある埼玉県生協連の会員大学生協に協力をお願いして、200枚の回収をめざして取り組んでいます。

## 埼玉大学の学生食堂で調査

12月9日に埼玉大学生協の食堂において、なくす会活動委員4人と事務局がアンケート調査を行いました。

当日は快晴で風もなく、キャンパスには学生が大勢行き交っていました。

11時頃、食堂では本を読む人や数人で談笑する人など、テーブルにまばらに座っています。活動委員がそばに行き、アンケートのお願いをするとほとんどの人が快く書いてくれました。



▲アンケートをお願いします



▲学生の生の声が聞けました

学生との会話からマルチ商法に誘われた人、キャッチセールスに引っかかりそうになった人、又「消費生活支援センターに電話しているのに、4箇所とも全然わからない!」と不満を訴える人など、生の声を聞くことができました。

## 第2食堂へ移動して調査

昼には食堂は学生でいっぱいになり、私たちも一緒に昼食をとりました。値段が安いのに感激してデザートもいただきました。午後からは、カフェテリア形式の第2食堂に移動して、調査をいたしました。

## 生協の目黒さん?

—— 皆様ご協力ありがとうございました! ——

入り口の掲示板に生協の「一言カード」が掲示されていて、足を止めて読んでみると、「生協の白石さん」と同じような、店長の目黒さんのステキなコメントに思わず微笑んでしまいました。

### ☆第一次集約☆(186枚を活動委員がまとめました)

- ① 訪問販売などで学習教材の勧誘を受けた 51人
- ② キャッチセールスの誘いを受けた 37人
- ③ アダルトサイト情報料等の不当請求 30人
- ④ 身に覚えのない架空請求 29人
- ⑤ アポイントメントセールスの誘いを受けた 15人
- ⑥ ねずみ講の誘いを受けた 14人

その他 | Tトラブル、消費者金融からの融資やマルチの誘い、様々なトラブルがありました⇒詳しくは次回お知らせ



# 平成17年度 全国消費者フォーラムで発表

～なくす会が分科会で活動発表を連続4年目～

テーマ 高めよう「消費者力」—消費者の自立に向けて—

基調講演は池上彰氏（週刊こどもニュース元お父さん役）

2005年12月5日、アルカディア市ヶ谷私学会館において、独立行政法人国民生活センター主催内閣府の後援で、「全国消費者フォーラム」が600人の参加で開催されました。午前中の基調講演は「消費者力」を高める～相手に伝わる話し方～と題して、フリージャーナリストの池上彰氏がNHK週間こどもニュース（生放送）での体験から、難しいニュースをこどもにも分かるように伝える仕事は、相手に対する想像力を働かせることが大事です。それはイコール思いやりですとお話しされました。

なくす会は第3分科会で発表

午後の第3分科会「商品・サービスの選択を考える」に、なくす会は昨年11月から12月に行なった「消費生活トラブル・被害アンケート」調査について、石川信子活動委員と事務局長が発表しました。アドバイザーの山口康夫氏（国士舘大学大学院教授）から、「700を超える調査は大変ですね。分析結果から次へと繋げていく活動がとても大事です。」というおほめの言葉を頂きました。他に報告や寸劇など、7団体の報告があり、とても有意義な分科会でした。

## 《情報提供》

### ※「特定商取引に関する法律等の施行について」（通達）の改正について

- ①法第2条関係「販売業者等」の解釈の明確化⇒リース提携販売のように、一定の仕組みの上での複数の者による勧誘・販売等であるが、総合してみれば一つの訪問販売を形成していると認められるような場合には、いずれも販売業者等に該当することを明示
- ②法第26条関係「営業のために若しくは営業として」の解釈の明確化⇒一見事業者名で契約を行っていても、事業用というよりも主として個人用・家庭用に使用するためのものであった場合は、原則として本法は適用されることを明示

概要：個人事業者等を狙った悪質な電話機リース訪問販売に係る相談が急増している  
「今の電話が使えなくなる」、「電話代が安くなる」等の不実告知や、実質的に廃業している者に屋号で契約させるなど悪質な手法が横行している（経済産業省）

## 【理事会報告】

《2005年度第2回12/16(金)》

報告：悪質住宅リフォーム問題学習集会、国民生活センターさろんでなくす会が発表、全国消費者フォーラムでなくす会がアンケート調査を報告、10月、11月、12月活動委員会報告

審議：3連続集中講座の日程と会場を確認しテーマ内容について検討、来年度の取り組みについて意見交換した。

\* 商品事故・契約トラブルにあったときは、最寄りの消費生活支援センターへ相談しましょう。

埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内）

埼玉県消費生活支援センター	川越	TEL048(261)0999
消費生活支援センター	春日部	TEL049(247)0888
消費生活支援センター	春日部	TEL048(734)0999
消費生活支援センター	熊谷	TEL048(524)0999



お住まいの市町村にも、消費者相談窓口があるところがあります。役所にお問い合わせ下さい。